

第48回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

業務の適正を確保する体制

業務の適正を確保する体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保する体制」「業務の適正を確保する体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社WEBサイトに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

株式会社グローバルダイニング

業務の適正を確保する体制

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。

また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙・教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上疑義ある行為について、当社及び子会社の取締役及び全ての従業員が、社内の通報窓口へ通報できる制度を整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するものとします。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける組織横断的なリスクについては、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、当社及び当社グループに適用される「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしていくものとします。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は3ヵ月に1回以上開催され、全社リーダー会議を原則月2回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、監査等委員以外の取締役、監査等委員会委員長及び各部門長により構成された全社リーダー会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとします。

また当社は、子会社について、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をするものとします。子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議のうえ、決定するものとします。

当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果を定期的に取り締役会、監査等委員会及び全社リーダー会議に報告するものとします。

内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとしております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これに応じるものとします。監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、当社の監査等委員以外の取締役及び使用人は監査環境の整備に協力するものとします。

⑦ 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものとします。使用人は、監査等委員会の業務を補助するにあたって、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑧ 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人は、当社又は当社グループの業務又は業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。

前記に関わらず、当社の監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

また、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び使用人に対し、人事その他の一切の点に関して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

⑨ 監査等委員会の職務の執行にて生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針、並びに、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた年間計画に従って監査等委員以外の取締役の職務執行の監査を行うものとします。

2)監査等委員会委員長は、全社リーダー会議その他重要会議に出席するものとします。

3)監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとします。

4)監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、監査等委員以外の取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとします。

5)監査等委員以外の取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力するものとします。

6)監査等委員会は、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を当社に請求することができ、当社は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施します。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることをすべての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。

業務の適正を確保する体制の運用状況

運用状況の概要は次のとおりであります。

① 当社取締役及び子会社の取締役並びに使用人に対し、コンプライアンス意識の徹底を図るべく、社内規程の定期的整備を行い、その内容を社内イントラネットにて周知しております。

また、取締役、監査等委員長、各部門のリーダー、及び全店舗の店長・チーフが出席する店長・チーフ会議を通じ、使用人に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みと、内部通報制度についても使用人に対する周知を継続的に行っております。

② 取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、当社及び子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役会には業務執行を行わない取締役である監査等委員が出席しており、月次業績報告を受けた上で、経営業績の分析・対策・評価を検討することにより、職務執行における監督及び法令・定款等への適合性を確保いたしました。

③ 全社リーダー会議は、原則月2回定期開催し、そのメンバーは取締役、監査等委員長、各部門長で構成されており、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にしております。また、全社リーダー会議後、この機関構造を基本とした上で、経営上の意思決定の透明性を確保することを目的として、民主主義のシステムを取り入れ全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。監査等委員長は重要会議に出席し会議の監督を行っており、その内容を監査等委員会へ情報共有しております。また、全ての会議は議事録を作成し「文書管理規程」に基づき適正に保管管理を行っております。

④ 監査等委員会は、年間12回定例開催するほか、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について会計監査人より四半期毎に監査の報告を受け監査の方法の検討を行いました。また、事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する体制をつくり、監査等委員会からの質問、情報提供依頼等に対応できる体制と、会計監査人及び内部監査室と意思疎通・連絡・報告を密接に行える体制を確保しております。

⑤ 組織横断的なリスクについては、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、総務管理グループが事務局となり迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制と適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に取り組んでおります。

⑥ 反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制に取り組んでいるほか、契約書等での反社会的勢力排除条項の記載と不当要求防止責任者を配置しており、所轄警察署及び顧問弁護士と緊密な連携を取っております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う各国政府による渡航制限や、日本政府により2020年4月に発令された緊急事態宣言、及び自治体からの自粛要請は、訪日客及び国内外食需要に重要な影響を与えてまいりました。当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しておりました。日本国内の緊急事態宣言の解除後、6月以降は徐々に売上が回復していましたが、11月以降は当該感染症の新規感染者数の増加傾向が強まったことで再び売上が落ち込み、2021年1月7日には緊急事態宣言が再発令されました。また、米国では行政等からの要請（店内飲食は禁止）で2020年3月より2店舗全店が2か月以上休業し、5月から段階的に営業を再開したものの、7月以降は再度店内飲食が禁止となり、11月以降は屋外での飲食営業も禁止となりました。この結果、2020年3月以降、当社グループの来店客数は顕著に減少し、売上高が著しく減少しております。

現状では当該感染症の収束及び外食需要の回復には一定期間を要すると考えられることから、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社では金融機関からの借入・借換の実施や取引先への支払猶予の依頼、役員報酬や給与の減額、緊急経済対策に基づく税金及び社会保険料の納付猶予制度の利用、雇用調整助成金の活用、支払賃料の減額免除等の要請、不採算店舗の閉鎖、その他の費用削減等の施策を行い、当社の財務状況の安定化を図ることとしております。当社は、資金調達や資金繰りの安定化のため、取引金融機関に対して適時に当社及び子会社の経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、取引金融機関からの継続支援の具体的な条件について協議を行っております。当社としては、取引金融機関と密接な関係を維持できていることから、継続的な支援が受けられるものと考えております。2020年度中にメインバンクをはじめとして金融機関等から総額10億64百万円の借入を実行し、2021年2月には総額6億円の借入を実行しております。また、営業面ではテイクアウト、デリバリーサービスを強化したほか、テラス席等の屋外スペースの活用や、ランチ・アイドルタイムを強化するためのメニュー開発を行いました。米国では中小企業庁（SBA）給与保護プログラム（Paycheck Protection Program）によるローン（PPPローン）を利用し、営業面では駐車場等の屋外スペースを活用したアウトドアダイニングを強化いたしました。

しかしながら、これらの対応策のうち、金融機関と締結した借入契約の一部については、今後の継続支援を前提とするもの一旦は契約上の返済期限が短期となっており、借換を進めている途上であります。また、当該感染症の今後の広が

り方や収束時期は不透明であり、売上高等に及ぼす影響の程度や期間を予測することは困難であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア（米国）
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
 - (a)時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。
 - (b)時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
 - ②デリバティブ
時価法によっております。
 - ③たな卸資産
 - (a)商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
 - (b)原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
 - (c)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～41年

工具、器具及び備品 3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

②店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

(a)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(b)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

なお、当連結会計年度末においては、残高はありません。

(c)ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(d)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社には退職金制度はありません。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

1. 連結貸借対照表の表示方法の変更

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

2. 連結損益計算書の表示方法の変更

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「設備賃貸料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雇用調整助成金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に加算しております。また、除却時期を見直し、将来にわたり変更しております。

当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は209,127千円増加しております。

追加情報に関する注記

会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、各国政府による渡航制限や入国制限、日本政府による緊急事態宣言や自治体からの自粛要請、米国における外出自粛要請やロックダウンの実施等により、国内外の外出需要が激減した影響を受け、当社グループの来店客数は顕著に減少し、売上高が著しく減少しております。今後も当社グループの業績に影響を及ぼすことが想定されますが、当該感染症の広がり方や収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社グループは、2021年12月期の業績予想にレンジを設けておりますが、本件が当社グループの業績に与える影響は、2021年中にかけて緩やかに回復し収束に向かう可能性が最も高いとの仮定に基づき、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	466,769千円
土	1,912,340千円
計	2,379,110千円
 - (2) 担保に係る債務

短期借入金	730,000千円
1年内返済予定の長期借入金	235,796千円
長期借入金	492,146千円
計	1,457,942千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,427,941千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,232,800株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 147,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については、短期的な預金での運用に限定し、また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。
デリバティブ取引は、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金並びに未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、預り金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、一部変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。未払法人税等は、決算日から3ヶ月以内に納付する予定となっております。未払消費税等は、決算日から2ヶ月以内に納付する予定となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、担当部署において信用調査を行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行、管理につきましては、取引及び取引限度額の設定等を、財務経理グループが取締役会において承認を得て行っており、取引結果については定例取締役会に報告を行うことになっております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理グループが預金残高の管理を行い、また、適時に資金繰計画を作成・更新することで、十分な手許流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照ください。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	321,357	321,357	—
(2) 売掛金	212,069	212,069	—
(3) 未収入金	105,018	105,018	—
(4) 投資有価証券	8,766	8,766	—
資産計	647,211	647,211	—
(1) 買掛金	228,891	228,891	—
(2) 短期借入金	730,000	730,000	—
(3) 未払金	96,056	96,056	—
(4) 未払費用	477,424	477,424	—
(5) 未払法人税等	92,868	92,868	—
(6) 未払消費税等	104,916	104,916	—
(7) 預り金	214,405	214,405	—
(8) 長期借入金(※)	1,210,696	1,189,676	△21,020
(9) リース債務(※)	128,034	127,397	△637
負債計	3,283,293	3,261,636	△21,657

(※)長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、(9) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当連結会計年度末において該当取引はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
差入保証金	1,049,176
出資金	5,175

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておらず、出資金については「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 190円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 147円56銭 |

重要な後発事象に関する注記

多額な資金の借入

当社は、2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を実行しております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の事業への影響に鑑み、資金繰りの安定化を目的としております。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 資金用途 | 運転資金 |
| (2) 借入先 | 複数の金融機関 |
| (3) 借入金額 | 600百万円 |
| (4) 借入条件 | 固定金利 |
| (5) 借入実行日 | 2021年2月18日 |
| (6) 借入期間 | 10年 |
| (7) 担保の有無 | 無 |

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う各国政府による渡航制限や、日本政府により2020年4月に発令された緊急事態宣言、及び自治体からの自粛要請は、訪日客及び国内外食需要に重要な影響を与えてまいりました。当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しておりました。日本国内の緊急事態宣言の解除後、6月以降は徐々に売上が回復していましたが、11月以降は当該感染症の新規感染者数の増加傾向が強まったことで再び売上が落ち込み、2021年1月7日には緊急事態宣言が再発令されました。この結果、2020年3月以降、当社の来店客数は顕著に減少し、売上高が著しく減少しております。

現状では当該感染症の収束及び外食需要の回復には一定期間を要すると考えられることから、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社では金融機関からの借入・借換の実施や取引先への支払猶予の依頼、役員報酬や給与の減額、緊急経済対策に基づく税金及び社会保険料の納付猶予制度の利用、雇用調整助成金の活用、支払賃料の減額免除等の要請、不採算店舗の閉鎖、その他の費用削減等の施策を行い、当社の財務状況の安定化を図ることとしております。当社は、資金調達や資金繰りの安定化のため、取引金融機関に対して適時に当社及び子会社の経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、取引金融機関からの継続支援の具体的な条件について協議を行っております。当社としては、取引金融機関と密接な関係を維持できていることから、継続的な支援が受けられるものと考えております。2020年度中にメインバンクをはじめとして金融機関等から総額10億64百万円の借入を実行し、2021年2月には総額6億円の借入を実行しております。また、営業面ではテイクアウト、デリバリーサービスを強化したほか、テラス席等の屋外スペースの活用や、ランチ・アイドルタイムを強化するためのメニュー開発を行いました。

しかしながら、これらの対応策のうち、金融機関と締結した借入契約の一部については、今後の継続支援を前提とするものの一旦は契約上の返済期限が短期となっており、借換を進めている途上であります。また、当該感染症の今後の広がり方や収束時期は不透明であり、売上高等に及ぼす影響の程度や期間を予測することは困難であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

(a)時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

(b)時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

①商品及び製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

②原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

③貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

定期借地権契約による借地上の建物・構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～41年

構 築 物 15～20年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (4) 長期前払費用
均等償却によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (3) 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|-------|--------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| ヘッジ対象 | 借入金 |
- なお、当事業年度末においては、残高はありません。
- ③ヘッジ方針
借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

1. 貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

2. 損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「協賛金収入」、「設備賃貸料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。また、前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雇用調整助成金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用及び店舗の使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に加算しております。また、除却時期を見直し、将来にわたり変更しております。

当該見積りの変更の結果、当事業年度の税引前当期純損失は209,127千円増加しております。

追加情報に関する注記

会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、各国政府による渡航制限を受けて訪日客が減少するとともに、日本政府による緊急事態宣言、自治体からの自粛要請により、国内外食需要が激減した影響を受け、当社の来店客数は顕著に減少し、売上が著しく減少しております。今後も当社の業績に影響を及ぼすことが想定されますが、当該感染症の広がり方や収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社は、2021年12月期の業績予想にレンジを設けておりますが、本件が当社の業績に与える影響は、2021年中にかけて緩やかに回復し収束に向かう可能性が最も高いとの仮定に基づき、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	466,769千円
土	地	1,912,340千円
計		2,379,110千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	730,000千円
1年内返済予定の長期借入金	235,796千円
長期借入金	492,146千円
計	1,457,942千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,616,928千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
長期金銭債権 65,647千円

4. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務
金銭債務 212,200千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

571株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,926千円
未払事業所税	5,851千円
退職給付引当金	13,965千円
店舗閉鎖損失引当金	3,573千円
減損損失	150,785千円
関係会社株式評価損	663,703千円
減価償却超過額	52,233千円
資産除去債務	197,651千円
税務上の繰越欠損金	867,876千円
その他	6,613千円
繰延税金資産小計	1,976,182千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△867,876千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,083,014千円
評価性引当額小計	△1,950,891千円
繰延税金資産合計	25,290千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,745千円
資産除去費用	△56,898千円
繰延税金負債合計	△58,643千円
繰延税金資産（負債）の純額	△33,353千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2020年11月6日付で資本金を30,000千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.6%から34.6%に変更しております。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	グローバルダ イニング、イ ンク、オブ カリフォルニ ア	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	33,102千円	関係会社 長期貸付金	65,647千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社に対する資金貸付の約定金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員 主要株主	長谷川 耕造	被所有 直接59.0%	当社代表 取締役	資金の借入 (注)	134,532千円	長期借入金	212,200千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

なお、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	211円30銭
2. 1株当たり当期純損失	223円94銭

重要な後発事象に関する注記

多額な資金の借入

当社は、2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を実行しております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の事業への影響に鑑み、資金繰りの安定化を目的としております。

- (1) 資金用途 運転資金
- (2) 借入先 複数の金融機関
- (3) 借入金額 600百万円
- (4) 借入条件 固定金利
- (5) 借入実行日 2021年2月18日
- (6) 借入期間 10年
- (7) 担保の有無 無